○厚生労働省告示第四十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一七五	財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ	三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号	三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号	理化学試験	平成二十三年三月一日

○農林水産省告示第五百九十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十一年三月三日農林水産省告示第二百九十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年産の麦に係る共済関係から適用するものとする。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び三重県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町田之浦字平山七四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口牛尾字岩ノ元一二五一の九、一二五一の三七、一二五一の五三、一二五一の五四、一二七六の一、字井手口一二九六の五、一二九六の二〇、一二九六の七二、大口曽木字石取場二七七五の五から二七七五の七まで、二七七九の二、二七八〇の二、二七八〇の四、菱刈下手字比良田三二七五の一（次の図に示す部分に限る。）、三二七七の一、菱刈前目字城山一九一八、一九三七の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

足寄町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

美里町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第千十五号（一に係るものに限る。）、昭和四十一年十月三十一日農林省告示第千三百五十三号、昭和四十二年五月二十日農林省告示第七百六十五号（五に係るものに限る。）、昭和四十二年十二月二十八日農林省告示第千九百七十二号（四に係るものに限る。）、昭和四十六年三月十七日農林省告示第四百七十九号、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第八百九十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十八号（二に係るものに限る。）、昭和四十九年十一月十九日農林省告示第千百三号